



島根県報

平成22年3月31日（水）

号外第77号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

（税 務 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第40号）

1 規則の概要

- (1) 道路運送車両法の一部改正に伴う規定及び様式の整備（第30条・第68号様式その2・第71号様式その1・第71号様式その2・第71号様式その3関係）
- (2) 自動車税及び自動車取得税の身体障害者等減免の対象に肝臓機能障害の1級から4級を追加することとした。（第80条関係）
- (3) 平成22年度における徴収取扱費交付金について、納税者1人当たり300円を上乗せすることとした。（附則第9項関係）
- (4) その他規定及び様式の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第40号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「自動車継続検査用」の次に「・自動車構造等変更検査用」を加える。

第76条の3第2項中「附則第18項第1号」を「附則第19項第1号」に改める。

第80条第1項第1号の表に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から4級までの各級
--------	-------------

第80条第3項中「附則第18項第1号」を「附則第19項第1号」に改める。

附則第9項中「平成21年度」の次に「及び平成22年度」を加える。

附則第10項中「第12条の2の4第1項」を「第12条の2の7第1項」に改める。

第17号様式その3を次のように改める。

第 17 号様式その 3 (第 18 条関係)

77 島根県税 納付書 (納入済通知書)

加入者名	島根県	口座番号	00120-2-967078	合計金額	円
収納機関番号	32000	納付番号		確認番号	納付区分
納期限	年 月 日	課税年度	年度	税目	

34

納税者住所氏名	様
税額	円
延滞金	円
収納代行会社	島根県・コンビニ本部控
金額を訂正した場合、金融機関及びコンビニでエンスタスアでの納付はできません。	

領収日付印

通常払込料金加入者負担

振替払込請求書兼受領証 (金融機関控)

島 根 県

00120-2-967078

加入者名	加入者負担
口座番号	納付区分
納付番号	
確認番号	
税額	
延滞金	
合計金額	
納期限	年 月 日
納税者氏名	様
徴収番号	領収日付印
所 管	

この受領証は、大切に保管してください。

(金融機関・コンビニ店舗控)

島根県税 領収証書

納税者氏名

年度

納付番号	円
税額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
登録番号	島根
所 管	

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納税者保管)

収入印紙不要

第17号様式その5及び第17号様式その6を次のように改める。

第17号様式その6 (第18条関係)

77		島根県税 納付書 (納入済通知書)			
加入者名	島根県	口座番号	00120-2-967078	合計金額	円
取納機関番号	32000	納付番号		納付区分	
納期限	年 月 日	課税年度	年度	税目	

34	
納税者住所氏名	様
税 額	
延 滞 金	
徴収番号	円 納 所 管
取納代行会社	コンビニネット 収納用
(御注意) 金額を訂正した書合、金融機関及びコンビニエンスストアでの納付はできません。	
領収日付印	

通常支払料金を加入者負担			
加入者名	島根県	口座番号	00120-2-967078
納付番号		納付区分	
確認番号		税 額	
延 滞 金		合計金額	
納期限	年 月 日	納税者氏名	様
徴収番号		領収日付印	
所 管		この受領証は、大切に保管してください。	

島根県税 領収証書			
納税者氏名	様	年度	税 目
年 度		納付番号	
税 額	円	延 滞 金	円
合計金額	円	納期限	年 月 日
納期限		所 管	

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納税者保管) 収入印紙不要

第27号様式その5表面中「(車検)」を「又は構造等変更検査」に、「ご相談」を「御相談」に改め、同様式裏面中「今年度()分」を「今年度分(本通知分)」に、「来年度()」を「来年度」に、「 年 月末日まで)」を「本通知の翌年2月末日まで)」に改める。

第68号様式その1表面中

ふりがな 氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	() ㊟
------------------------------------	-------

を

「

ふりがな 氏名 又は 法人名及び 代表者氏名	(電話) ㊟
------------------------------------	---------

に改める。

第68号様式その2中「自動車継続検査用」の次に「・自動車構造等変更検査用」を加え、「継続検査を受ける」を「継続検査若しくは構造等変更検査を受ける」に改める。

第71号様式その1中「継続検査用」の次に「・構造等変更検査用」を加える。

第71号様式その2中「重要(継続検査用)」を「重要(継続検査用・構造等変更検査用)」に、「・車台番号欄・県民センター所長印」を「・県民センター所長印・有効期限欄」に、「(車検)」を「又は構造等変更検査」に改める。

第71号様式その3中「継続検査用」の次に「・構造等変更検査用」を加え、「登録番号及び」を「登録番号欄及び」に改める。

第81号様式を次のように改める。

第81号様式（第36条関係）

第 年 月 号 日

県民センター所長 様

市町村長



個人の県民税課税状況報告書

納 税 義 務 者 数					
区 分	均等割のみを納付する者	所得割のみを納付する者	均等割及び所得割を納付する者	合 計	
普 通 徴 収	人	人	人	人	
給与所得からの特別徴収					
年金所得からの特別徴収					
計					

(実人員)					
区 分		総 額	県 民 税	市町村民税	
本 年 度 課 税 額 ①	均 等 割	普 通 徴 収	円	円	円
		給与所得からの特別徴収			
		年金所得からの特別徴収			
		計			
	所 得 割	普 通 徴 収			
		給与所得からの特別徴収			
		年金所得からの特別徴収			
		計			
	合 計	普 通 徴 収			
		給与所得からの特別徴収			
		年金所得からの特別徴収			
		計			
	①のうち本年度の歳入となるべき額②				
①のうち翌年度の歳入となるべき額③					
前年度の課税額のうち本年度に調定した額④					
本年度の歳入となるべき額 (②+④)⑤		(A)	(B)	(C)	
特定あん分率(B)／(A)		0.			

備考

- 1 納税義務者数は、年度当初の状況で記入してください。
- 2 特定あん分率は、小数点以下5位まで算出し、6位以下は切り捨ててください。

第94号の2様式を次のように改める。

第94号の2様式（第41条の2関係）

		※処理事項		発信年月日 通信日付印 確認印		原始	承継	
不動産取得税（住宅）の課税標準の特例適用に関する申告書								
年 月 日		取得者 県民センター所長 様	住所又は所在地					
			(ふりがな) 氏名又は名称	(電話番号) ㊥				
家屋に関する明細 ㊤	所在地	市 郡 町 大字 番地	取得年月日	年 月 日				
	用途	住宅・住宅と と併用	登記に関する事項	家屋番号	番			
	構造	木造・鉄骨造・軽量鉄骨造・鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造・その他（ ）	登記年月日	年 月 日				
	取得の方法	新築・増築・改築・売買・贈与・その他（ ）	登記受付番号	第 号				
	床面積 ①	(1階) m ² (2階) m ² (3階以上) m ² (計) m ²						
	①のうち住宅部分の床面積	(1階) m ² (2階) m ² (3階以上) m ² (計) ㊦ m ²						
住適宅用に課税する標準事項の特例 ㊦	住宅の建築場合 ㊢	長期優良住宅の認定の有無		有 ・ 無				
		㊤の家屋の住宅部分と一構（不動産の登記簿上一個の建物とみられるもの）となるべき住宅の床面積の合計		以前からある住宅の床面積	㊧ m ²			
				住宅の床面積の合計	㊦+㊧ m ²			
	既存住宅の取得の場合 ㊣	家屋の新築年月日		年 月 日				
家屋の用途		旧所有者	居住用・居住用以外・未使用					
	取得者 (新取得者)	自己居住用・貸家用・その他（ ）						
摘要								

備考

- 「住宅の建築の場合」とは、新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入も含みます。
- 「長期優良住宅の認定」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条に規定する認定をいい、当該認定を受けている場合については、同法第7条に規定する認定通知書の写しを添付してください。
- ㊤に該当する場合は、住宅の登記事項証明書等軽減措置の適用があることを証する書類を添付してください。また、家屋の新築年月日が昭和56年12月31日以前であり、かつ、建築確認の日付が昭和56年5月31日以前であるときは、新耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準（平成17年国土交通省告示第384号））に適合していることを証する書類（調査終了日が当該住宅の取得日前2年以内の証明書又は評価日が当該住宅の取得日前2年以内の住宅性能評価書に限る。）を併せて添付してください。

第98号様式その1から第99号様式その1までを次のように改める。

第98号様式その1 (第44条関係)



※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日		原 始	承 継
	通 信 日 付 印	確 認 印		

不 動 産 取 得 税 申 告 書 (家 屋)										
年 月 日			取 得 者	住 所 又 は 所 在 地						
県民センター所長 様				(ふりがな) 氏名又は名称		(電話番号) ㊦				
家 屋 に 関 す る 明 細 ㊦	所 在 地 ①	市 郡 町 村 大 字 番 地			契 約 に つ い て ⑨	契 約 書 の 有 無	有 ・ 無			
	用 途 ②	住 宅 ・ 店 舗 ・ 工 場 ・ 倉 庫 ・ 事 務 所 ・ 住 宅 と 併 用 ・ そ の 他 ()				契 約 の 名 称				
	構 造 ③	木 造 ・ 鉄 骨 造 ・ 軽 量 鉄 骨 造 ・ 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 ・ コ ン ク リ ー ト ブ ロ ッ ク 造 ・ そ の 他 ()				契 約 年 月 日	年 月 日			
	取 得 の 方 法 ④	新 築 ・ 増 築 ・ 改 築 ・ 売 買 ・ 贈 与 ・ そ の 他 ()				契 約 の 相 手 方 (前所有者)	(住所又は所在地)			
	取 得 年 月 日 ⑤	年 月 日					(氏名又は名称)			
	登 記 に 関 す る 事 項 ⑥	(家屋番号) 番		(登記年月日) 年 月 日		(登記受付番号) 第 号				
	床 面 積 ⑦	(地階) m ²	(1階) m ²	(2階) m ²		(3階) m ²	(4階以上) m ²	(計) m ²		
⑦のうち住宅部分の床面積 ⑧	(地階) m ²	(1階) m ²	(2階) m ²	(3階) m ²	(4階以上) m ²	(計) ㊧ m ²				
住 適 宅 用 の 課 税 標 準 の 特 例 ㊧	住 宅 建 築 の 場 合 ㊨	長期優良住宅の認定の有無			有 ・ 無					
		㊦の家屋の住宅部分と一構 (不動産の登記簿上一個の 建物とみられるもの)とな るべき住宅の床面積の合計			以前からある住宅の床面積	① m ²				
					住宅の床面積の合計	(㊧+①) m ²				
	既 存 住 宅 の 取 得 の 場 合 ㊩	家 屋 の 新 築 年 月 日			年 月 日					
家 屋 の 用 途	旧 所 有 者			居 住 用 ・ 居 住 用 以 外 ・ 未 使 用						
	取 得 者 (新 取 得 者)			自 己 居 住 用 ・ 貸 家 用 ・ そ の 他 ()						
徴 収 猶 予 の 適 用 に 関 す る 申 告 事 項 ㊪		該 当 規 定			地 方 税 法 第 73 条 の 27 の 第 項 地 方 税 法 附 則 第 11 条 の 4 第 項					
摘 要										

備考

- 「住宅の建築の場合」とは、新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入も含まれます。
- 「長期優良住宅の認定」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条に規定する認定をいい、当該認定を受けている場合については、同法第7条に規定する認定通知書の写しを添付してください。
- ㊩に該当する場合は、住宅の登記事項証明書等軽減措置の適用があることを証する書類を添付してください。また、家屋の新築年月日が昭和56年12月31日以前であり、かつ、建築確認の日付が昭和56年5月31日以前であるときは、新耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準（平成17年国土交通省告示第384号））に適合していることを証する書類（調査終了日が当該住宅の取得日前2年以内の証明書又は評価日が当該住宅の取得日前2年以内の住宅性能評価書に限る。）を併せて添付してください。
- ㊪に該当する場合は、その適用があることを証する書類を添付してください。

この申告書は、島根県県税条例第24条の規定により不動産（家屋）の取得の事実を申告する場合又は不動産取得税額の徴収猶予を受けようとする場合に提出してください。

なお、取得の事実の申告に併せて、島根県県税条例第21条の2の規定による住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例の適用があるべき旨を申告する場合にも使用できます。

記載要領

- 1 ※印の欄は、記載しないでください。
- 2 「取得者」欄は、この申告に係る家屋を共同で取得した場合においては、共有者全員について記載し、押印してください。
なお、共有者が多数の場合には、「摘要」欄にその住所、氏名等を記載し、押印しても差し支えありません。
- 3 ②、③及び④の各欄は、該当するものを○で囲んでください。
なお、「その他」に該当するものについては、() 内に具体的に記載してください。
- 4 ⑤の欄は、次の区分によって記載してください。
 - (1) 家屋を売買、贈与等によって取得した場合……売買契約に基づく所有権移転日
(所有権移転日の取決めがない場合は契約日)
 - (2) 請負契約によって家屋を建築した場合……請負者から引渡しを受けた日
 - (3) 直営によって家屋を建築した場合……最初に使用した日
- 5 ⑥の欄は、登記簿権利書等によって記載してください。
- 6 ⑦、⑧、⑨及び(⑦+⑨)の各欄は、小数点以下第2位未満の端数を切り捨てた面積を記載してください。
- 7 ⑩の欄は、取得の方法が建築以外の場合に記載してください。
- 8 ㉑の欄は、地方税法第73条の14第1項の規定（住宅の建築をした場合の控除）の適用を受けようとする場合に記載してください。
- 9 ㉒の欄は、地方税法第73条の14第3項の規定（自己の居住の用に供する既存住宅を取得した場合の控除）の適用を受けようとする場合に記載してください。
- 10 ㉓の欄は、地方税法の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に該当条項を記載してください。
参考：次に該当する場合などに徴収猶予の適用があります。
 - (1) 地方税法第73条の27の2第2項……被収用不動産等に代わると認められる不動産を取得した場合
 - (2) 地方税法第73条の27の3第2項……譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合
 - (3) 地方税法附則第11条の4第2項……心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で作業の用に供するものを取得した場合

第98号様式その2 (第44条関係)

	発 信 年 月 日 通 信 日 付 印 確 認 印		原 始	承 継		
不 動 産 取 得 申 告 書 (土 地)						
年 月 日	取得者	住所又は所在地				
県民センター所長 様		(ふりがな) 氏名又は名称	(電話番号) ⑧			
土 地 関 係 明 細 ④	所在・地番及び地積①	(所在) 市 町 村 大字	(地番)	(地積) m ²		
	地 目 ②	宅地・農地・山林・雑種地・その他 ()	契約の有無	有 ・ 無		
	取得の方法 ③	売買・贈与・交換・その他 ()	契約の名称			
	取得年月日 ④	年 月 日	契約年月日	年 月 日		
	登記に関する事項 ⑤	登記年月日	年 月 日	契約の相手方(前所有者) ⑥	(住所又は所在地)	
		登記受付番号	第 号		(氏名又は名称)	
	④	この土地の取得の日前1年以内にこの土地に隣接する土地を取得している場合 ⑦	その隣接する土地の取得年月日	年 月 日	その隣接する土地の取得についての申告の有無	有・無
住 宅 減 額 適 用 土 地 関 係 税 事 項 ⑤	住宅の取得者 ⑧			住宅の取得年月日 ⑩	年 月 日	
	住宅の種類 ⑨	専用住宅・共同住宅・併用住宅		住宅の新築年月日 (*増築の場合は空欄) ⑫	年 月 日	
	住宅の取得の方法 ⑩	新築・増築・売買・贈与・その他 ()	家屋の床面積 (住宅部分の床面積) ⑬	(m ²)		
	住宅の新築の場合 ⑬	住宅の新築日における土地の所有者の氏名又は名称				
	建売住宅(未使用)の取得の場合 ⑭	住 宅 の 用 途		自己居住用・貸家用・その他 ()		
	中古(既存)住宅の取得の場合 ⑮	家屋の用途	旧 所 有 者		居住用・居住用以外・未使用	
取 得 者 (新所有者)			自己居住用・貸家用・その他 ()			
徴 収 猶 予 の 適 用 ⑥	この土地の取得の日から3年以内にこの土地の上に住宅を取得する予定の場合	住宅の取得予定者 ⑯			住宅の取得予定年月日 ⑰	年 月 日
		住宅の種類 ⑱	専用住宅・共同住宅・併用住宅		家屋の床面積 ⑲	m ²
		住宅の取得方法 ⑲	新築・増築・売買・贈与・その他 ()		⑲のうち住宅部分の床面積 ⑲	m ²
	上記以外の徴収猶予を受ける場合の該当規定 ⑳	地方税法第73条の27 第 項 地方税法附則第11条の4 第 項				
摘 要						

備考

- 1 ⑮に該当する場合は、住宅の登記事項証明書等軽減措置の適用があることを証する書類を添付してください。
また、⑮に該当する場合で住宅の新築年月日が昭和56年12月31日以前であり、かつ、建築確認の日付が昭和56年5月31日以前であるときは、新耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4の規定又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準（平成17年国土交通省告示第384号））に適合していることを証する書類（調査終了日が当該住宅の取得日前2年以内の証明書又は評価日が当該住宅の取得日前2年以内の住宅性能評価書に限る。）を併せて添付してください。
- 2 ⑳に該当する場合は、その適用があることを証する書類を添付してください。

この申告書は、島根県県税条例第24条の規定により不動産（土地）の取得の事実を申告する場合又は不動産取得税額の徴収猶予を受けようとする場合に提出してください。

なお、取得の事実の申告に併せて、島根県県税条例第25条の2の規定による住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額の適用があるべき旨を申告する場合等にも使用できます。

記載要領

- 1 ※印の欄は、記載しないでください。
- 2 「取得者」欄は、この申告に係る土地を共同で取得した場合においては、共有者全員について記載し、押印してください。
 なお、共有者が多数の場合には、「摘要」欄にその住所、氏名等を記載し、押印しても差し支えありません。
- 3 ①、②及び⑤の各欄は、登記済権利書等によって記載してください。
- 4 ②及び③の各欄は、該当するものを○で囲んでください。
 なお、「その他」に該当するものについては、()内に具体的に記載してください。
- 5 ④の欄は、売買契約等に基づく所有権移転日（所有権移転日の取決めがない場合は契約日）を記載してください。
- 6 ⑦の欄は、この申告に係る土地の取得の前1年の期間内にこの土地に隣接する土地を取得している場合にのみ当該土地の取得年月日及び「不動産取得申告書」の提出の有無を記載してください。
- 7 ⑧の欄は、地方税法第73条の24第1項又は第2項の規定（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）の適用がある場合に記載してください。
- 8 ⑧の欄は、この申告に係る土地の上に住宅を共同で取得した場合においては、共有者全員について記載してください。
- 9 ⑨及び⑩の各欄は、該当するものを○で囲んでください。
 なお、「その他」に該当するものについては、()内に具体的に記載してください。
- 10 ⑪の欄は、次の区分によって記載してください。
 - (1) 住宅を売買、贈与等によって取得した場合……売買契約に基づく所有権移転日
 （所有権移転日の取決めがない場合は契約日）
 - (2) 請負契約によって住宅を建築した場合……請負者から引渡しを受けた日
 - (3) 直営によって住宅を建築した場合……最初に使用した日
- 11 ⑫の欄は、増築以外の取得の場合に、取得した住宅の新築年月日を登記済権利書等によって記載してください。
- 12 ⑬の欄は、取得した住宅が併用住宅の場合には、住宅部分の床面積（小数点以下第2位未満の端数を切り捨てた面積）を括弧内に記載してください。
- 13 ⑭、⑮及び⑯の各欄に該当する場合は、その内容を記載し、又は○で囲んでください。
- 14 ⑭の欄から⑯の欄までは、⑧の欄から⑬の欄までに準じて記載してください。
- 15 ⑰の欄は、地方税法の規定による不動産取得税の徴収猶予を受けようとする場合に該当条項を記載してください。
 参考：次に該当する場合などに徴収猶予の適用があります。
 - (1) 地方税法第73条の27の2第2項……被収用不動産等に代わると認められる不動産を取得した場合
 - (2) 地方税法第73条の27の3第2項……譲渡担保権者が譲渡担保財産を取得した場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。